

平成30年第2回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 奈良岡 隆

副委員長 村川 みどり

1 開催日 平成30年6月19日（火曜日）

2 開催場所 第1委員会室

3 審査案件

- 議案第98号 専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第101号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第108号 青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第109号 青森市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第113号 契約の一部変更について
- 議案第114号 契約の一部変更について
- 諮問第3号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第4号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第5号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第6号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第7号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
- 諮問第8号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について

○出席委員

| | | | | | | | | | |
|------|-----|---|-----|----|----|---|---|---|---|
| 委員長 | 奈良岡 | 隆 | 委員 | 仲 | 谷 | 良 | 子 | | |
| 副委員長 | 村 | 川 | みどり | 委員 | 大 | 矢 | 保 | | |
| 委員 | 山 | 脇 | 智 | 委員 | 赤 | 木 | 長 | 義 | |
| 委員 | 奈 | 良 | 祥 | 孝 | 委員 | 花 | 田 | 明 | 仁 |
| 委員 | 小 | 豆 | 畑 | 緑 | | | | | |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|---------|---------|
| 総務部長 | 能代谷 潤 治 | 総務部参事 | 小野 正 貴 |
| 総務部理事 | 山谷 直 大 | 総務部参事 | 廣津 明 男 |
| 総務部理事 | 蝦名 幸 悦 | 総務部参事 | 大久保 文 人 |
| 企画部長 | 小川 徳 久 | 総務部参事 | 三上 智 幸子 |
| 企画部理事 | 横内 修 | 企画部参事 | 田中 聡 子 |
| 企画部理事 | 加藤 文 男 | 企画部参事 | 石岡 尊 広 |
| 税務部長 | 相馬 政 人 | 税務部次長 | 川村 敬 貴 |
| 浪岡事務所副所長 | 相馬 紳一郎 | 税務部参事 | 兼平 一 成 |
| 会計管理者 | 鈴木 裕 司 | 浪岡事務所次長 | 長谷川 敬 公 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 三上 正 俊 | 企画調整課長 | 舘 山 公 |
| 監査委員事務局長 | 貝 森 敦 子 | 関係課長等 | |

○事務局出席職員氏名

| | | | |
|---------|------|----------|--------|
| 議事調査課主査 | 小山 隆 | 議事調査課副参事 | 横内 英 雄 |
|---------|------|----------|--------|

○**奈良岡隆委員長** ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 6 件及び諮問 6 件の計 12 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 98 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**相馬政人税務部長** 議案第 98 号専決処分の承認について御説明申し上げます。

専決処分による青森市市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことから、平成 30 年 4 月 1 日から施行される部分のうち、緊急を要するものについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分により制定したところであります。

それでは改正内容について御説明申し上げます。

固定資産税における課税標準をなだらかに上昇させる調整措置である土地に係る負担調整措置についてであります。

今回の税制改正では、平成 30 年度から平成 32 年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続することとされたことから、青森市市税条例において平成 29 年度が期限とされている適用期限を、平成 32 年度まで 3 年間延長するものであります。

以上、議案第 98 号専決処分の承認について御説明申し上げます。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○**奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 98 号は、承認すべきものと決しました。

次に、議案第 101 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**相馬政人税務部長** 議案第 101 号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、青森市市税条例等において、議案第 98 号の専決処分以外の改正が必要な項目について改正しようとするものであります。主な改正項目は、「資料 1 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」の表紙にある、法人市民税、市たばこ税、固定資産税及び国民健康保険税に係る 5 点であります。

それでは、各改正項目について順に御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

1 点目は、法人市民税における大法人の法人市民税に係る電子申告の義務化についてであります。

法人市民税につきましては、経済社会の ICT 化等を踏まえ、官民あわせたコストの削減や企業の生産性向上を推進する観点から、国税と同様に資料の中央の表にありますとおり、各事業年度の開始の日における資本金または出資金の額が 1 億円を超える普通法人等に対して、法人市民税の電子申告の義務化を図ることとされましたことから、青森市市税条例において義務を課する措置を新たに規定するものであります。

なお、この措置につきましては、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとしております。

2 ページをごらんください。

2 点目は、市たばこ税の見直しについてであります。

たばこ税につきましては、高齢化の進展による社会保障費の増加等がある中で、引き続き地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、その負担水準を見直すこととされました。

また、近年急速に市場が拡大してきている加熱式たばこにつきましても、紙巻たばこの間に大きな税率格差が存在していることから、その製品特性を踏まえた課税方式への見直しを行うこととされました。

資料の左下の表「①税率の引上げ」をごらんください。

消費者や葉たばこ農家・たばこ小売店等への影響、市場・産業への中長期的な影響、国民の健康増進の観点などを総合的に勘案するとともに、平成 31 年 10 月に消費税率の引き上げが予定されていることなども踏まえ、平成 30 年 10 月、平成 32 年 10 月及び平成 33 年 10 月の 3 段階で、国と地方あわせて 1 本当たり 1 円ずつ計 3 円を引き上げるものであります。

次に、資料の右下の表「②加熱式たばこの課税方式の見直し」をごらんください。

喫煙用の製造たばこの区分として、新たに加熱式たばこの区分を創設いたします。

さらに、紙巻たばこの本数への換算方法につきましては、これまでの重量

1 グラムを紙巻たばこ 1 本に換算する方法から、重量と価格の合計で紙巻たばこの本数に換算する方式とし、重量についてはフィルター等を除く重量 0.4 グラムをもって紙巻たばこ 0.5 本に換算、価格については紙巻たばこ 1 本当たりの平均価格をもって紙巻たばこ 0.5 本に換算する方法とされました。

なお、加熱式たばこの課税方式の見直しにつきましては、急激な税負担の変化が及ぼす企業や消費者等への影響にも一定の配慮を行う趣旨から、5 年間かけて段階的に移行することとされております。

3 ページをごらんください。

3 点目は、固定資産税における生産性革命の実現に向けた償却資産の特例措置についてであります。

今回の税制改正において、生産性革命を実現するための期間として位置づけられている平成 30 年度から平成 32 年度までの集中投資期間における臨時・異例の措置として、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、平成 30 年 6 月 6 日に試行された生産性向上特別措置法の規定により、市が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税額を 2 分の 1 からゼロまで軽減することを可能とする 3 年間の時限的な特例措置が創設されました。

具体的には、資料の中ほどの①から③までにありますように、市が策定する導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均 3 % 以上向上させるものとして認定を受けた一定の機械・装置等であって、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、生産性向上特別措置法の施行の日、つまり平成 30 年 6 月 6 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、最初の 3 年間は価格にゼロ以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合である特例率を乗じて得た額を課税標準額とする措置であります。

なお、特例率につきましては、これをゼロとすることとした場合は、中小企業の該当設備に係る税額がゼロ円となるだけでなく、国の補助金制度で優先採択の対象となることもありますことから、本市におきましては特例率をゼロとすることとし、条例で定めるものであります。

4 ページをごらんください。

4 点目は、国民健康保険税における国民健康保険制度改革に伴う所要の規定の整備についてであります。

平成 27 年 5 月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険制度については、平成 30 年 4 月から都道府県が財政運営の責任主体となり、毎年度、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村に納付させるとともに、国民健康保険給付費に必要な費用を全額市町村に交付金として支払うという内

容の制度改革が行われました。

そこで、青森市市税条例における規定の整備として、現行制度において国民健康保険税は国民健康保険事業に要する費用等に充てるために課するものとされている規定を、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てるために課するものに改正するなどの所要の改正を行うものであります。

なお、今回の改正による国民健康保険の被保険者の方々への直接的な影響はありません。

5 ページをごらんください。

5 点目は、国民健康保険税における賦課限度額及び低所得者に係る軽減判定所得の見直しについてであります。

まず、賦課限度額の見直しについてであります。今回の税制改正において、基礎課税額に係る賦課限度額について、現行の 54 万円から 58 万円に 4 万円引き上げられることとなりました。

本市におきましては、現在条例で規定している賦課限度額を、国で定める賦課限度額と同額としていること、さらに先ほど御説明申し上げましたとおり、平成 30 年 4 月からの国保制度の都道府県単位化に伴い、県内市町村においては国の定める賦課限度額どおり規定する予定であることから、政令どおり 54 万円から 58 万円に引き上げようとするものであります。

次に、低所得者に係る軽減判定所得の見直しについてであります。

国民健康保険税の軽減につきましましては、国が定める基準によりその措置を行っており、今回も低所得者のさらなる負担軽減拡充の観点から、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の 5 割軽減・2 割軽減の判定所得基準について改正することとされました。

具体的には、軽減判定基準となる所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額を、5 割軽減についてはこれまでの 27 万円から 27 万 5000 円に、2 割軽減についてはこれまでの 49 万円から 50 万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図る内容となっております。

なお、この規定につきましましては、平成 30 年度課税分の国民健康保険税から適用することとしております。

また、以上の改正のほか、引用する法律においてなされた手続規定の整備等に伴う改正や、字句の整備、条項ずれ等に伴う改正につきましまして、所要の整備を行うものであります。

以上、議案第 101 号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○**山脇智委員** 質疑ではなく意見ですが、今回5つの改正項目を全部まとめて出されていますが、「1 法人市民税」、「2 市たばこ税」及び「3 固定資産税」に関しては賛成ですが、「4 国民健康保険税」の都道府県単位化については、今回の改正で直接的な影響はないということですが、将来的に大幅な負担増につながるおそれが非常に高く、これまで反対してきた経緯もありますので、本案については賛成できません。

○**奈良岡隆委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**奈良岡隆委員長** 賛成多数であります。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号「青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**相馬政人税務部長** 議案第108号青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、平成27年5月29日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、国民健康保険法の一部を改正する法律が平成30年4月1日施行されたことに伴い、青森市国民健康保険条例において、必要な改正をするものであります。

青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての資料をごらんください。

国民健康保険運営協議会に関する所要の規定の整備といたしまして、平成30年度から国民健康保険における財政運営の責任主体が都道府県へ移行したことに伴い、都道府県にも国民健康保険運営協議会を置くこととされたことから、青森市国民健康保険条例上の国民健康保険運営協議会の名称を青森市国民健康保険運営協議会へ変更し、国民健康保険法に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会であることを明確化する等、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第108号青森市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○**奈良岡隆委員長** これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。山脇委員。

○**山脇智委員** 質疑ではなく意見ですが、先ほど議案第 101 号の審査において、都道府県単位化には反対するという表明をいたしましたので、本案についても同じように反対という立場を取りたいと思います。

○**奈良岡隆委員長** ほかに発言ありませんか。赤木委員。

○**赤木長義委員** 確認ですが、本案が可決されれば、その後、国民健康保険運営協議会を開催しますか。

○**奈良岡隆委員長** 税務部長。

○**相馬政人税務部長** 赤木委員がお話ししたとおり、改正後の第 1 回目の同協議会を 8 月に開催する予定で進めております。

○**奈良岡隆委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については反対意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議案第 108 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**奈良岡隆委員長** 賛成多数であります。

よって、議案第 108 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 109 号「青森市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○**相馬政人税務部長** 議案第 109 号青森市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、青森市後期高齢者医療に関する条例において、必要な改正を行うものであります。

青森市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての資料をごらんください。

後期高齢者医療制度の住所地特例の見直しに伴う本市の役割についてであります。

住所地特例とは、資料の中段に記載しておりますが、被保険者が住所地以外の市町村に所在する介護保険施設等に入所または入居をすることで施設等の所在市町村に住所を変更した場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険

者となる特例措置であります。

国民健康保険の被保険者で75歳に到達した方は、後期高齢者医療保険に加入することとなります。

改正前は保険者が現住所地の後期高齢者医療広域連合に切りかわることになっておりましたが、改正後は施設が集中している地方公共団体の負担増を防ぐために住所地特例を引き継ぎ、前住所地の後期高齢者医療広域連合が引き続き保険者となるものであり、市が保険料を徴収する被保険者にこれを加えること等、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第109号青森市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げました。

慎重御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号「契約の一部変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第113号契約の一部変更について御説明申し上げます。

資料をごらんください。

本案は、平成29年第2回定例会において御議決をいただきました旧青森市中央部学校給食共同調理場解体工事について、議決事項のうち契約金額を変更する必要が生じたことから、提案したものであります。

資料中2の主な変更内容であります。本解体工の当初設計においては、調理場本体の基礎くいの直径を700ミリメートルから1000ミリメートルまでのものと見込み、直径1500ミリメートルのケーシング―金属製の円筒をくいの周囲に打ち込み、くいを切断しながら徐々に引き抜く工法を予定していました。

しかし、埋設されていた実際のくいは、頭部の直径が900ミリメートルから1400ミリメートルまでのものであったことから、直径2000ミリメートルのケーシングに変更する必要が生じ、工事費が増額することとなりました。

た。

さらに、これに伴い、くいの解体時に発生する汚泥がふえ、解体発生材の運搬処分に要する費用が増額することとなったものであります。

なお、ケーシングは内側にくいを切断するためのカッターのスペースが必要であり、くいに対して直径が 500 ミリメートル程度大きいものとなりますことから、実際のくいの頭部の直径が 900 ミリメートルから 1400 ミリメートルまでのものに対するケーシングについては、設計時点の直径 1500 ミリメートルのものでは対応できず、製品上 1 つ上の規格の 2000 ミリメートルのケーシングに変更したものであります。

3 の契約金額につきましては、今回の変更により増額となります金額は、6592 万 1670 円で、変更前の契約金額 2 億 2740 万 6330 円のおよそ 28.99% となります。

なお、変更により増減する金額が変更前の金額の 10 分の 1 に相当する額を超えないものであれば、議会からの委任に基づき地方自治法第 180 条の規定により長において専決処分することとなりますが、本案件はそれに該当しないため、通常の手続により議案として提出したものであります。

また、資料には参考として、議決事項ではありませんが工期を記載しております。

平成 30 年 1 月下旬からの断続的な降雪により現場内の除雪作業に時間を要し工程計画に影響を受けましたことから、協議により記載のとおり工期を延長することとしております。

以上、議案第 113 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 113 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 114 号「契約の一部変更について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第 114 号契約の一部変更について御説明申し上げます。

資料をごらんください。

本案は、平成 29 年第 2 回定例会において御議決をいただきました旧青森市西部学校給食共同調理場解体工事について、議決事項のうち契約金額を変更する必要が生じたことから、提案したものであります。

資料中 2 の主な変更内容であります。1 つには、本解体工の当初設計においては、調理場本体の基礎くいの直径を 800 ミリメートルから 1300 ミリメートルまでのものと見込み、直径 1500 ミリメートルから 2000 ミリメートルまでのケーシング—金属製の円筒をくいの周囲に打ち込み、くいを切断しながら徐々に引き抜く工法を予定していましたが、埋設されていた実際のくいは、直径が 300 ミリメートルのものでありましたことから、直径 500 ミリメートルのケーシングに変更し、これにより引き抜きが簡易な工法となり工事費が減額することとなりましたこと、2 つには、本解体工の当初設計においてアスベストの使用を想定していなかった外壁仕上げ材について、含有調査の結果、アスベストの使用が確認されましたことから、除去工事の必要が生じ、工事費が増額することとなりましたこと、3 つには、本解体工において鋼製の矢板による山留め壁を設置する工法を予定していましたが、当初設計時の想定よりも地盤が軟弱であり、かつ、地下水位が高かったため、矢板をより深く埋め込む必要が生じたことにより、矢板の面積が設計数量よりも増加し、加えて山留め壁の補強材が新たに必要となり工事費が増額することとなりましたこと、これらなどの理由により、全体として契約金額の減額変更となったものであります。

3 の契約金額につきましては、今回の変更により減額となります金額は 2091 万 4630 円で、変更前の契約金額 2 億 537 万 8630 円のおよそ 10.18% となります。

なお、変更により増減する金額が変更前の金額の 10 分の 1 に相当する額を超えないものであれば、議会からの委任に基づき地方自治法第 180 条の規定により長において専決処分することとなりますが、本案件はそれに該当しないため、通常の手続により議案として提出したものであります。

また、資料には参考として、議決事項ではありませんが工期を記載しております。平成 30 年 1 月下旬からの断続的な降雪により現場内の除雪作業に時間を要し、工程計画に影響を受けましたことから、協議により記載のとおり工期を延長することとしております。

以上、議案第 114 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 114 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 3 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 8 号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 6 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

各諮問の内容及び各諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。総務部長。

○**能代谷潤治総務部長** 本定例会に提出しております、下水道使用料の徴収処分及び督促処分に対する審査請求に係る諮問事案の概要について御説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

本件諮問事案に係る審査請求計 6 件については、諮問第 3 号、第 6 号及び第 8 号につきましては、下水道使用料に係る徴収処分に対するもの、諮問第 4 号、第 5 号及び第 7 号につきましては、下水道使用料に係る督促処分に対するものとなっております。

「2 処分庁」につきましては、いずれも青森市公営企業管理者企業局長となっております。

2 ページをごらんください。

当該審査請求に至った経過につきましては、「3 審査請求の経過」に表にして記載しておりますが、処分庁であります青森市公営企業管理者企業局長が、平成 29 年 4 月、5 月及び 6 月分の下水道使用料納入通知書並びに平成 29 年 3 月、4 月及び 5 月分の下水道使用料督促状を審査請求人に送付いたしましたところ、当該処分を不服として、それらの取り消しを求める審査請求書が青森市長宛てに提出されたものであります。

次に、審理関係人の主張の要旨として、審査請求人及び処分庁の主張の要旨を記載しております。

審査請求人の主張は、諮問第 3 号、第 6 号及び第 8 号につきましては、「何ら合理的な理由のないままに改正した下水道条例による本件審査請求に係る下水道使用料通知処分は違法・不当であり、取り消されるべきである。」というもの、諮問第 4 号、第 5 号及び第 7 号につきましては、「過てる青森市下水道条例を根拠にした、本件督促状による処分は違法若しくは不当であり、本

件督促状は取り消されるべきである。」というものであります。

3 ページをごらんください。

処分庁である企業局長の主張は、諮問第3号、第6号及び第8号につきましては、「本件通知書による処分は、青森市下水道条例、地方自治法、地方自治法施行令及び青森市企業局財務規程の規定を踏まえて行った処分であり、何ら違法又は不当な点は存在しない。」というもの、諮問第4号、第5号及び第7号につきましては、「本件督促状による処分は、地方自治法第231条の3及び青森市下水道条例第30条の2の規定を踏まえて行った処分であり、何ら違法又は不当な点は存在しない。」というものであります。

4 ページをごらんください。

審査請求に係る審査庁である市長の見解等ではありますが、審査請求人及び処分庁によるそれぞれの主張を踏まえ、審理員による一連の審理手続が行われ、審理員意見書が提出されております。

その内容につきましては、審理員意見書要旨として、4 ページから5 ページまでにわたって、諮問第3号、第6号及び第8号と諮問第4号、第5号及び第7号に分けて記載しておりますが、結論といたしましては、いずれの諮問事案につきましても、処分は違法または不当なものではなく、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきであるというものです。

当該審理結果を受けまして、審査庁において、審理員意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認いたしました。が、本件処分について審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点なども認められないため、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであります。

したがいまして、審査庁といたしましては、5 ページ中段の審査庁である市長の見解にありますとおり、審理員意見書のとおり審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、当該審査請求については棄却すべきものと考えております。

以上、提出いたしました諮問事案に係る概要を御説明申し上げましたが、参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録を配付させていただいておりますので、あわせてごらんいただき、慎重御審議の上、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良岡隆委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 質疑はないものと認めます。

各委員から、各諮問について、総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。山脇委員。

○**山脇智委員** ただいま、総務部長からも御説明がありましたとおり、市の徴収処分及び督促処分は適正に行われていると思いますので、これらの諮問は棄却するべきだと思いますし、これまで本委員会でも同様に全て棄却してきた経緯があり、今回も特に新しい内容はありませので、全て棄却するべきだと思います。

○**奈良岡隆委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** それでは、各諮問に対してどのように意見を述べるのか確認したいと思います。

まず、各諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの意見を掲載することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** それでは次に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 次に、答申書（案）の確認は報告案件まで終了した後に、本委員会を暫時休憩とし、その間に正副委員長が答申書（案）を作成し、委員会再開後に答申書（案）の内容を確認するということによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** また、その答申書（案）の確認の際には、理事者の出席は求めないこととしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第3号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第8号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計6件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**奈良岡隆委員長** 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第3号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第8号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計6件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第3号から諮問第8号までの計6件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第3号から諮問第8号までの計6件についての市の見解は、棄却する

ことが適当とのことでした。

また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号から諮問第8号までの計6件については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問の審査は終了いたしました。

～～中略～～

○奈良岡隆委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は、午前11時40分からいたします。

委員会再開後に、正副委員長が作成した答申書（案）を確認していただきます。

よろしく申し上げます。

午前11時27分休憩

午前11時40分再開

○奈良岡隆委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、先ほど棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第3号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第8号「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計6件に対する答申書（案）について、ただいまから審査いたします。

まず、先ほど各諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については、正副委員長に一任されました。

また、各諮問については、全員異議なく、審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、各諮問に対する答申書（案）を配信しているので、答申書（案）の内容について、副委員長から説明させます。

村川副委員長。

○村川みどり委員 それでは、まず、諮問第3号、諮問第6号及び諮問第8

号について御説明いたします。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）ですが、「下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。

したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

続きまして、諮問第4号、諮問第5号及び諮問第7号について御説明いたします。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）ですが、「下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。

したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

○奈良岡隆委員長 それでは、各諮問に対する答申書（案）について各委員から御意見等をいただきたいと思ひます。御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 意見はないようですので、各答申書（案）のとおり答申することよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○奈良岡隆委員長 それでは、各答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書（案）の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

（ 会 議 終 了 ）